

施設整備申込みに係る留意事項

1 施設整備に係る補助基準単価等

施設整備に係る補助基準単価については別添「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号）」にある基準単価を使用し、独立行政法人福祉医療機構からの借入れに係る基準単価等については当該法人のホームページ（<http://www.wam.go.jp/hp/>）を参照すること。

2 施設整備計画の妥当性

(1) 法人の適格性

ア 新設法人

理事予定者は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。特に、理事長予定者にあつては、社会福祉法人、障害者の特性、障害者（児）制度等を十分に理解し、社会福祉事業に対する明確な理念・目的を有するなど、社会福祉に対する高い見識や造詣が深い者であること。

イ 既設法人

理念や基本方針が確立、明文化しており、中・長期計画に基づく社会福祉事業等を多角的・積極的に推進し、また入所者の地域移行や入所定員の見直しなどの取組を検討していること。

(2) 施設長（管理者）及びサービス管理責任者について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を実施する事業所においては、施設長（管理者）とサービス管理責任者を置くこととなっている。サービス管理責任者の要件については「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）」を参照し、適切な者を選定すること。

(3) 提供されることとなる障害福祉サービス等の需要について把握

施設整備申込みに当たっては、地域の状況、利用予定者数や待機者数等から提供されることとなる障害福祉サービス等の需要について把握すること。なお、申込書には待機者の氏名等個人が特定される資料の添付は必要ないこと。

(4) 建設用地の確保

登記簿謄本又は売買契約（確約）等の権利関係を示す書類を申込書に添付すること。

(5) 施設整備に係る基準の遵守

施設の設計に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」等による基準を満たすものであること。

(6) 資金計画の妥当性

申込書の提出に当たっては、必ず財源を証明する書類を添付すること。（後日のヒアリングの際に現物を確認する。）

また、独立行政法人福祉医療機構等からの借入を予定している場合は、償還計画書及び償還に係る財源内訳等の関係書類（任意様式）を作成の上、提出すること。

(7) 施設運営の計画

ア 申込書の提出に当たっては、施設整備計画のみならず、開設後の利用者処遇についての基本方針、必要な職員数の把握及び報酬等施設運営面についても検討が行われていること。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）」等によるものであること。

イ 障害福祉サービス事業のうち就労系のサービスを行う事業所にあつては、生産活動の科目、年間の収支状況、工賃、販路先等について具体的な資料を作成の上、提出すること。

3 その他

関係法令等については厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に公開されているので、その内容を参照の上、申込書を作成すること。